

支えるという結婚差別や就職差別の背景があるわけです。需要のないところには、そういう差別調査はありません。ですから、業者に対する指導の徹底だけでなく、市民啓発も併せて大切です。

福岡県下のある市では、一般市民からの問い合わせ電話に対し、職員が丁寧に部落差別はいけないことだと説明した結果、半年後に差別の反省と啓発への感謝の電話があつたという事例もあります。

もう一つ、これは平成23年（2011年）に発覚した大がかりな戸籍謄本などの不正取得事件です。ある自称法務事務所に所属する弁護士、行政書士、司法書士が職権で他人の戸籍謄本を取得して、興信所などに1件約1万円で売りさばいていました。不正取得された戸籍謄本等は、全国で約1万件にのぼり、ほとんどが身元調査に使われていました。最初、愛知県警が摘発に乗り出し、全国で36人が手がかり式に逮捕されました。その事件をきっかけに、本人が知らない間に戸籍謄本等が不正取得されて悪用されることのないように、これまでに400を超える地方公共団体が本人通知制度を採用しています。抑止効果はあるでしょう。

インターネット上のデジタル差別

現在、インターネット上では、差別書き込みが飛び交っています。

昭和50年（1975年）に発覚した部落地名総鑑事件は、全国の被差別部落の所在地や戸数、主な職業などを記載したリストが興信所や探偵社によつて作成され、一冊3万円から5万円の高値で売られました。これを220社を超える大企業が購入したのです。社員の採用や昇進、結婚の身元調査などに利用され、国会でも問題になりました。その地名総鑑事件が終わつたと思ったら、今度は電子版の地名総鑑がネット上に出回っています。しかも、手が込んでいます。プロバイダーは外国経由ですから、なかなか消すことができません。同和地区の名前を並べて表示してあり、うたい文句は「一日も早く解放が求められる地区」と、あたかも部落解放を目指しているかのような巧妙、かつ悪質さです。

平成28年（2016年）に入つて、神奈川県川崎市の出版社・示現舎が被差別部落であるとする所在地、世帯数、住民の主な職業、一部個人名まで記載した戦前（昭和11年）の財團法人中央融和事業協会の調査報告書「全国部落調査」を「地名総鑑の原典」と銘打つて書籍として復刻出版することを計画し、インターネットで購入予約を呼び掛けた事案も発生。